

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十一条の二第一項の規定に基づき、金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する

内閣府令

金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(有価証券の時価に乗すべき率等)</p> <p>第二条 法第六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により当該取引に係る有価証券の時価に乗すべき率は、次の各号に掲げる取引及び比率とする。</p> <p>一 信用取引 百分の三十(当該信用取引に係る有価証券がレバレッジ指標等(金融商品市場(法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。))における相場その他の指標であつて、その一日の変動率が他の指標の一日の変動率に一定の数を乗じて得た率となるように算出されるものをいう。)に関する有価証券である場合にあつては、百分の三十に当該一定の数(当該一定の数が零に満たないときは、当該一定の数を零から差し引いた数)を乗じて得た率(その率が百分の三十に満たないときは、百分の三十)。</p> <p>第七条第一項第二号、第二項第一号ロ及び第二号ロ並びに第三項第二号において同じ。)</p> <p>二 「略」</p> <p>「2・3 略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(有価証券の時価に乗すべき率等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 信用取引 百分の三十</p> <p>二 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、令和五年一月十日から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令による改正後の金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第二条第一項第一号の規定は、この府令の施行の日以後に行う信用取引について適用し、同日前に行った信用取引については、なお従前の例による。